

(様式第11号) (第24条関係)

太陽光発電施設設置届出書

2026年 2月 17日

長野県知事 様

住 所 兵庫県神戸市中央区雲井通一丁目1番1-211号
氏 名 合同会社URS6号
代表社員一般社団法人エスピーエー
職務執行者 木村 賢一
〔法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例第24条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

太陽光発電施設の設置の場所	東御市八重原3653-1、3653-32、3653-33、3653-2、3653-37	
事業区域の位置及び面積	15,355.0 m ²	
太陽光発電施設の合計出力	1,000.0kW (太陽電池の合計出力 1,401.6kW)	
太陽光 発電事 業の内 内容及び 実施予 定期間	発電電力の用途 <input checked="" type="checkbox"/> 売電 <input type="checkbox"/> 自家消費 設備ID (AF66972C20)	
	設置工事着手予定日	2026年4月1日
	設置工事完了予定日	2027年3月31日
	運転開始予定日	パネル更新部分のみ2026年6月30日 ※増設部分については、2027年3月30日に運転開始予定
	施設撤去予定日	2036年8月30日
太陽光発電施設の設置に関する計画	別添「太陽光発電施設設置計画書」参照	
太陽光発電施設の構造に関する事項	地上設置型太陽光発電システムの設計ガイドライン等を参照の上、設計会社による構造(強度)計算を行い、架台について風雪に耐えられる強固なものとする。	
景観保全のための措置の検討に関する事項	別添「景観の保全のための措置の検討状況書」参照	
環境の保全のための措置の検討に関する事項 (※環境配慮区域に太陽光発電施設を設置する場合に限る。)	該当なし	

備考	連絡先 合同会社URS 6号 (電話番号) 06-4400-6668 (FAX番号) 06-6223-2323 (電子メールアドレス) m-tomoshige@uniroot.co.jp
----	---

- 注1 該当する□内に△印を記入すること。
- 2 「太陽光発電施設の設置の場所」欄は、届出に係る太陽光発電施設の事業区域が所在する土地の地番全て記載すること。
 - 3 「事業区域の面積」欄には、小数第1位まで記載すること。
 - 4 「太陽光発電施設の合計出力」欄は、小数第1位まで記載すること。
 - 5 「発電出力の用途」欄は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第9条第1項の規定による申請手続中の場合は、その旨を記載すること。
 - 6 「備考」欄は、電話番号、FAX、電子メールアドレス等の連絡先を記載すること。
- (添付書類)
- 1 位置図
 - 2 事業区域図
 - 3 太陽光発電施設の配置図
 - 4 条例第11条の書面
 - 5 その他知事が必要と認める書類

工事車両の経路



景観の保全のための措置の検討状況書

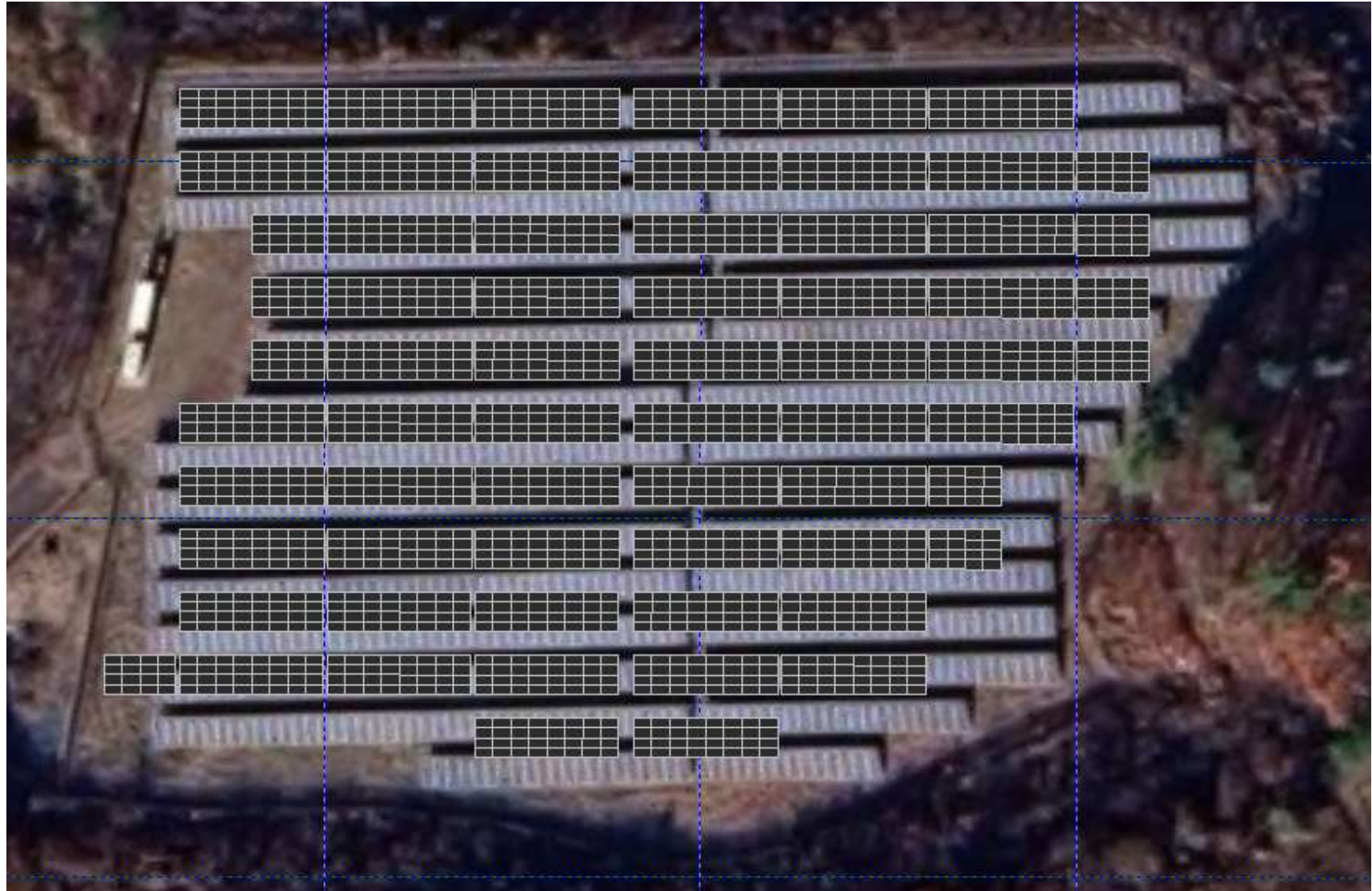
項目		検討事項	配慮する内容
太陽電池 モジュール	全体	(1) 稜線や斜面上部、高台等、周囲から見通せる場所は極力避ける。やむを得ずそのような場所を選定する場合は、尾根や地形の連続性が損なわれる等の違和感が生じないように、樹木の伐採や土地の掘削を最小限にとどめる。	・斜面ではない。 ・土地の造成等を行わない計画とした。
		(2) 公共的な眺望点からの景観への影響に特に留意し、完成予想図の作成（シミュレーション）等を実施する。 ※検討で作成した完成予想図は添付すること	・すでに設置されている太陽光発電所を更新する事業であり、主要な道路や公共的な眺望点から見えるものではないが、完成予想図を作成した。※添付
	配置	(1) 敷地が主要な道路や住宅の敷地等に隣接する場合は、太陽電池モジュールを境界から一定距離後退させる。	・敷地は主要な道路には隣接していない。
		(2) 施設の規模や地形等に応じて分割する等、大規模な平滑面が連続することを避ける。	・すでに設置されている太陽光発電所を更新する事業であり、事業敷地内に対する施設の規模は比較的小さいため、分割は行わない。
	規模	(1) 周辺からの視界をできる限り遮らないよう、施設の高さは極力抑える。	・すでに設置されている太陽光発電所を更新する事業であり、周辺からの視界を遮ることはない。
		(2) 主要な道路や公共的な眺望点から見える場合は、太陽電池モジュールの垂直投影面積を極力抑える。	・すでに設置されている太陽光発電所を更新する事業であり、主要な道路や公共的な眺望点から見えるものではない。
	形態・ 意匠	(1) 当該地に応じた架台を選定するとともに、太陽電池モジュールの向きや傾斜をそろえる等、配列に一定の規則性を持たせる。	・効率の良い角度で揃えて配置した。
		(2) 太陽電池モジュールの傾斜角は、周囲の山並み、建築物の屋根等と極力整合させる。	・パネルの角度は20度としているが、周囲の建築物と整合性を損なうものではない。
		(3) 太陽電池モジュールの裏面が周辺の道路等から見えにくくする。	・フェンスで遮られ見えにくい。 ・道路側から太陽光パネルの裏面は見えない。

項目		検討事項	配慮する内容
太陽電池 モジュール	材料・ 色彩等	(1) 低反射のものを選択するか防眩処理を施す等、太陽光の反射を低減する対策を行う。また、素材の結晶が目立たないものを選択する。	・本リパワリング工事で設置する太陽光パネルはAR (Antil Reflection) コートを施しており、ガラス表面での太陽光の反射を軽減する仕様である。
		(2) 黒又は濃紺を基本とし、低明度かつ低彩度の目立たないものとする。	・太陽光パネルは黒色である。
	フレーム	(1) 低反射の素材を用いる。	素材はアルミであり、低反射である。
		(2) 太陽電池モジュールと同系色を用いる。	シルバーとする。
附帯施設・ 附属施設	(1) フェンス等については、色彩、形態・意匠に配慮する。	フェンスは景観に配慮した色とする。	
	(2) 電柱電線類については、極端に増加させないよう、低減に努める。	すでに存する太陽光発電設備を更新する事業であり、新設する電柱はない。	
	(3) 架台、パワーコンディショナー及び変圧器等の付属設備については、色彩等に配慮する。	目立たない場所に設置する。	
敷地の緑化	(1) 植栽計画にあたっては、効果が早期に発揮できるよう、根巻きを行った苗などの使用を検討するとともに、植栽間隔や苗木の大きさに配慮する。	敷地には草が生えており敷地の緑化に役立っている。	
	(2) 樹種の選定にあたっては、外来種及び低木性の樹種を避け、地域に適した植生とする。	特に外来種及び低木性の樹種を選択することはない。	
その他	(1) 施設の規模が大きく主要な道路や住宅地に反射光の影響が懸念される場合は、配置や向き、傾斜の角度、材料、植栽等の遮へい措置について検討する。	主要な道路には面しておらず、反射光の影響は軽微と考えられる。	
	(2) 施設及び敷地内は、定期的に保守点検を行うなど、適切に維持管理を行い、景観の保守に努める。	維持管理計画を立て、それに沿って管理を行う。	
	(3) 事業区域場所の景観行政団体の定める景観育成基準への適合を確認する。	事業用地が景観計画区域に該当しており、上田建設事務所に対応の要否を確認したが、本事業により外観に大きな変更点等がないため、 <u>対応不要</u> と回答を得ている。 ・すでに設置されている太陽光発電所を更新する事業であるが、上記を踏まえ、外観に大きな変更	

		がないように留意する。
--	--	-------------

上記以外でも、設置箇所周辺の土地利用状況、周辺景観の状況に応じて、より効果的な配慮方法を工夫してください。

完成予想図



維 持 管 理 計 画

作成日

2026 年 2 月 17 日

太陽光発電施設の設置場所	長野県東御市八重原字折戸口 3653-1、3653-32、3653-33、3653-2、3653-37	
事業者名(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称、代表者の氏名)	神戸市中央区雲井通 1-1-1-211 合同会社URS 6号 代表社員一般社団法人エスピーエー 職務執行者 木村 賢一	
保守点検責任者	氏名及び住所	株式会社ユニ・ロッド 施工管理部 佐藤 直樹 大阪市中央区淡路町 2-6-11
	電話番号	06-4400-6668
合計出力	1,000.0kW	
維持管理の内容	別紙のとおり	
施設撤去予定日(事業終了予定日)	2036年8月31日予定	
損害保険の加入状況	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 (保険内容 火災・落雷・水災・破損・汚損・盗難)	
太陽光発電施設を撤去する際の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電事業終了後は原状回復を予定しており、解体工事に伴って発生する産業廃棄物の処分は廃棄物処理業者に依頼する。 ・FIT法の廃棄費用積立制度に基づく廃棄費用の外部積立を実施。 	
維持管理計画及び状況の公表方法	閲覧希望者への提示	

※標識に掲示することにより公表する場合には、標識の記載項目と同一のところは記載を省略することができます。

<太陽光発電施設等の周辺において土砂災害等が発生するおそれがある場合に予定している措置の内容>

以下の①②の点検にて保守点検項目に従い巡視を実施。

- ① 中部電気保安協会(主任技術者)による月次点検及び年次点検
- ② O&M業者による月次点検及び年次点検

また、震度5以上の地震発生時、特別警報発令時、災害状況確認基準表に基づき、点検者の安全を確保したうえで臨時点検を実施する。

<土砂災害等により太陽光発電施設の損壊が生じ、又は周辺地域の環境の保全に支障が生じた場合に予定している措置の内容>

- ・土砂の流出やパネルの飛散など周辺環境に影響を及ぼした場合は、速やかに撤去し、二次災害が起きないように安全措置を実施する。
- ・事故・災害が発生した場合は、迅速に状況を把握し、必要であれば関係機関(保安監督部・自治体)へ連絡をする。

<別紙>

太陽光を電気に変換する施設

対象	該当の有無	点検箇所	点検項目	点検方法	点検頻度	点検実施日	
太陽電池アレイ	☑	太陽電池モジュール	表面及び裏面に著しい汚れ、きず、破損がない。	目視	年7回	2・4・5・8・11・12月 予定	
			端子箱に破損、変形がないか			年7回	2・4・5・8・11・12月 予定
			フレームに著しい汚れ、きず、腐食、破損がない。			年7回	2・4・5・8・11・12月 予定
	☑	コネクタ	破損、変形がなく確実に結合されている。	年7回	2・4・5・8・11・12月 予定		
	☑	ケーブル	配線に著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損がない。	年7回	2・4・5・8・11・12月 予定		
			配線に過剰な張力、余分な緩みがない。	年7回	2・4・5・8・11・12月 予定		
	☑	電線管	破損、変形、汚損、腐食がなく正しく固定されている。	年7回	2・4・5・8・11・12月 予定		
	☑	接地線	接地線に著しい破損、断線がなく正しく接続されている。	年7回	2・4・5・8・11・12月 予定		
			接続部に緩み、破損がない。	年7回	2・4・5・8・11・12月		

						予定
	<input checked="" type="checkbox"/>	架台	基礎に著しいひずみ、損傷、ひびなどの破損が進行していない。	年 7 回	2・4・5・8・11・12 月	予定
			架台の変形、きず、汚損、さび、腐食、破損がない。	年 7 回	2・4・5・8・11・12 月	予定
			積雪による沈降、不等沈降、地際腐食等などの影響がない。	年 7 回	2・4・5・8・11・12 月	予定
			ボルト、ナットの緩みがない。	年 7 回	2・4・5・8・11・12 月	予定
			固定強度に不足の懸念がない。	年 7 回	2・4・5・8・11・12 月	予定
接続箱	<input checked="" type="checkbox"/>	本体	著しい汚損、さび、腐食、破損、変形がない。	年 7 回	2・4・5・8・11・12 月	予定
			固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。	年 7 回	2・4・5・8・11・12 月	予定
			雨水、じんあい等の侵入がない。	年 7 回	2・4・5・8・11・12 月	予定
	<input checked="" type="checkbox"/>	配線	配線に著しい汚損、破損、きず、さびがなく正しく固定されている。	年 7 回	2・4・5・8・11・12 月	予定

漏電遮断器	<input checked="" type="checkbox"/>	本体	著しい汚れ、さび、腐食、破損、変形などがない。	目視	年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
	<input checked="" type="checkbox"/>	配線	配線に著しいきず、破損がない。		年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
パワーコンディショナー	<input checked="" type="checkbox"/>	本体	著しい汚れ、さび、腐食、きず、破損、変形がない。		年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
			固定ボルトなどに緩みがなく確実に取り付けられている。		年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
			コーキングなどの防水処理に異常がなく雨水などの侵入がない。		年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
			運転時の異常な音、振動、臭い、加熱がない		年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
<input checked="" type="checkbox"/>	配線	配線に著しい汚れ、破損、汚れ、さび、腐食、破損などがない。	年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定		

附帯施設

排水設備	<input checked="" type="checkbox"/>	排水溝、枡	水路に落下物等のつまり、堆積がない。	目視	年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
			亀裂、ずれがない。		年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定

調整池			破損がない。	年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
			排水設備外への漏水がない。	年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
	<input checked="" type="checkbox"/>	堤体	上下流の法面に崩れ、亀裂、損傷、陥没、漏水がない。	年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
			堤頂に亀裂、沈下、損傷、陥没、漏水がない。	年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
			草木の繁茂がない。	年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
	<input checked="" type="checkbox"/>	基礎	堤体の基礎に漏水、地山のはらみ出し、沈下、崩壊がない。	年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
	<input checked="" type="checkbox"/>	余水吐き	導流水路に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。	年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
			越流部に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。	年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
			放流水路に亀裂、損傷、劣化及び継ぎ目の開きがない。	年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
	<input checked="" type="checkbox"/>	放流施設	規定の放流先以外への漏水、土砂の流出がない。	年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定

			呑口部に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。	年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
			吐き口に亀裂、損傷、劣化、継ぎ目の開きがない。	年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
			油等の浮遊がない。	年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
	<input checked="" type="checkbox"/>	貯留部	法面に崩れ、亀裂、破損、湧水がない。	年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
			天端に損傷、沈下、陥没、損傷がない。	年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
			貯留部低地に著しい土砂の堆積がない。	年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
			油等の浮遊がない。	年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
			下流河川(周辺)に洗掘、崩壊がない。	年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
防護柵、塀	<input checked="" type="checkbox"/>	フェンス(防護柵)	著しいさび、きず、破損、傾斜がない。	年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
	<input checked="" type="checkbox"/>	標識(事業計画、注意喚起)	視認性を損なう汚れ、文字の色落ち、擦れ、破損がない。	年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定

	<input checked="" type="checkbox"/>	入口扉	開閉に異常がなく施錠に問題がない。		年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
進 入 路 ・ 管 理 道	<input checked="" type="checkbox"/>	通路等	周辺からの土砂の流入、堆積がない。		年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
			事業地周辺への土砂の流出がない。		年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
			雨水等による洗掘がない。		年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
			草木の繁茂がない。		年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
設 置 地 盤	<input checked="" type="checkbox"/>	舗装なし地盤	周辺からの土砂の流入、堆積がない。		年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
			事業地周辺への土砂の流出がない。		年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
			雨水等による洗掘がない。		年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定
			草木の繁茂がない。		年 7 回	2・4・5・ 8・11・ 12 月 予定

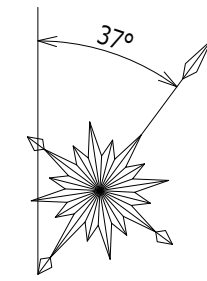
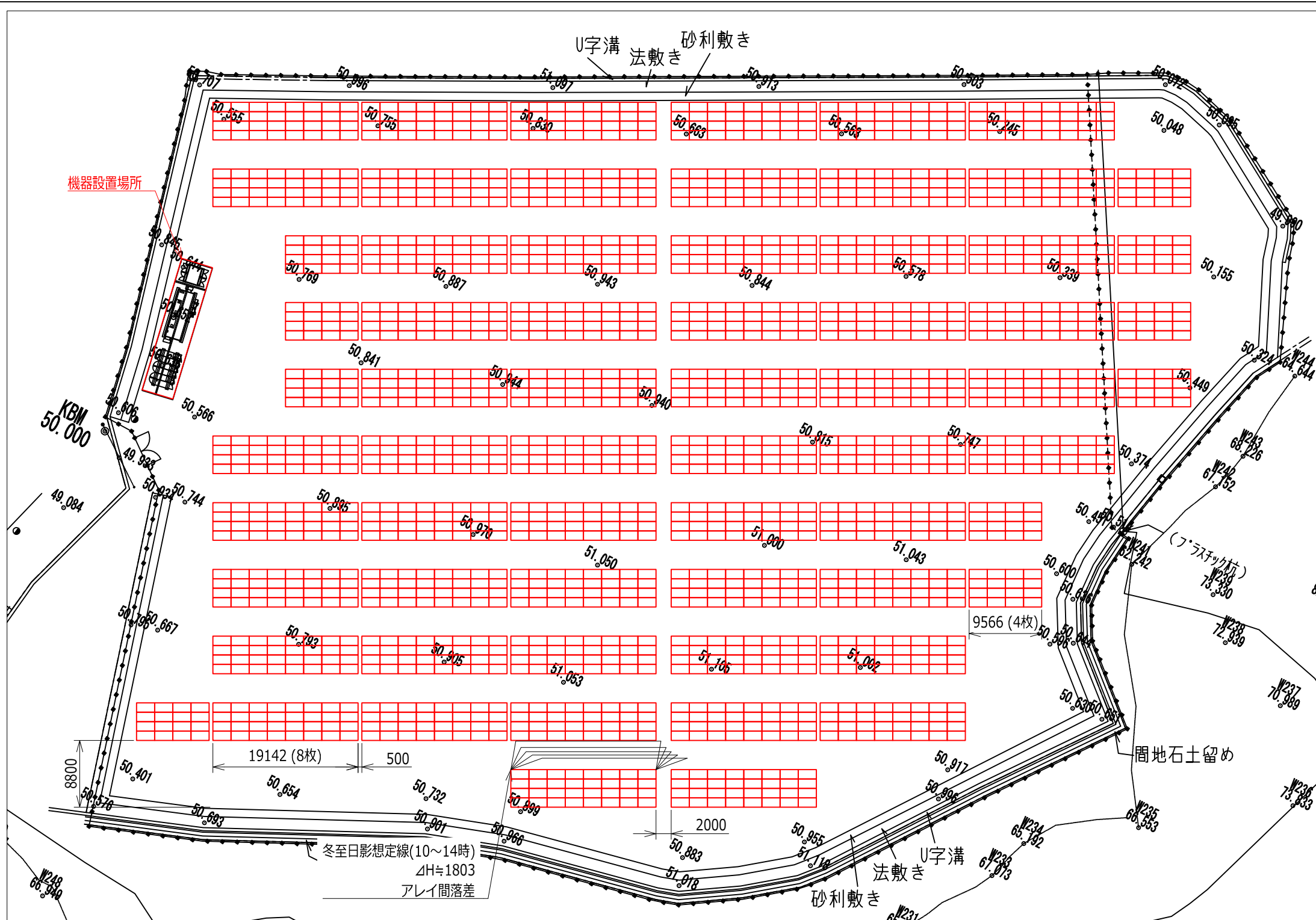
※施設の規模や立地、設備に応じた内容の点検項目を適宜追加・修正してください。

位置図



事業区域図





太陽電池モジュール仕様	
RSM132-8-730BHDG	
公称最大出力	730 W
公称最大出力動作電圧	50.33 V
公称最大出力動作電流	18.38 A
公称開放電圧	42.20 V
公称短絡電流	17.32 A
質量	37.5 kg
寸法	2384x1303x33
設置場所	地上
PCS 01~10 (10台)	
SG100CX-JP (三相3線100.0kW)	
モジュール枚数	192 枚
直列枚数/系統数	16 枚 / 12 系統
モジュール出力	140.16 kW
PCS出力	100.00 kW
モジュール 合計枚数	1920 枚
モジュール総出力	1401.60 kW
系統側総出力	1000.00 kW

4段8列 : 57基
4段4列 : 12基

- ～ 特記事項 ～
- ※ 航空写真および受領資料を基に作成しております。
 - ※ 平坦な土地であり全面に設置できる前提として設計しております。
 - ※ アレイ角度は20度として配置しております。
 - ※ 冬至日影線は実際とは異なる場合がございます。
 - ※ 樹木からの影の影響については考慮していません。
 - ※ 造成測量後に容量が変更となる場合がございます。
 - ※ 架台詳細仕様につきましては、現地詳細調査後に決定と致します。
 - ※ 本図面は商談用のものであり、設置容量や発電量を保証するものではありません。

-長野県東御市-

参考図

案件	東御市八重原太陽光発電所 リバウリング検討
図名	太陽電池モジュール 配置図



設計	検図	承認	シート	A3	縮尺	1/600
25.05.15	村上					
RP-0003- SL04-00						

東御市八重原太陽光発電所 現状（2025年5月）



入口看板



キュービクル外観写真



PCS外観写真



直流集電箱内部状態



接続箱外観状態



パネル外観



北側フェンス状態



接続箱内部状況



接続箱内部状況②



パネル割れ箇所 (別紙)



接続箱設置状況



架台状況

東御市八重原太陽光発電所 現状 (2025年8月：除草後構内)



(参考様式) (第11条・第13条関係)

事業基本計画説明状況書

2026年 2月 17日作成

事業者の住所・氏名 (法人にあって、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)	兵庫県神戸市中央区雲井通一丁目1番1-211号 合同会社URS6号 代表社員一般社団法人エスピーエー 職務執行者 木村 賢一	
事業太陽光発電施設の設置の場所	東御市八重原3653-1、3653-32、3653-33、3653-2、 3653-37 (設備ID AF66972C20)	
説明会開催についての周知の方法とその範囲	以下の地域にポスティングにより周知を実施。 ・長野県東御市八重原687-1～759 ・長野県東御市八重原3666～3730 ・長野県上田市藤原田1047～1057-1	
説明会の概要	日時	2025年8月29日 (金) 18:00～19:00
	場所	上八重原公民館
	参加者数	5名
	説明を行った者の氏名 (法人にあっては、氏名及び役職名)	合同会社URS6号 [REDACTED] [REDACTED] ネクストエナジー・アンド・リソース株式会社 [REDACTED] 株式会社ケーブラ [REDACTED]

注1 説明会を2回以上開催した場合は、説明会ごとに作成すること。

(添付資料) 1 説明会で配布した説明資料

2 説明会で説明した内容、参加者の要望及び意見並びにそれらへの回答等について具体的に記載した議事録

東御市八重原太陽光発電所 住民説明会

2025年8月29日（金）

18：00～19：00

1. 本日の説明会について

- 本説明会は、令和6年4月に改正されました再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特措法（再エネ特措法）に基づいて開催しております。
- 本説明会は、「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」に基づく説明会を兼ねています。
- 本説明会は、出席者の方々のプライバシーに対し最大限配慮して全景を録音・録画をさせていただきます。
- 本説明会を実施すべき計画変更内容は以下の通りです。
太陽電池に係る事項（製造事業者名／種類／変換効率／型式番号／枚数／合計出力）に関する変更認定申請
- 説明会の最後に質疑時間を設けております。

2. 再生可能エネルギー発電事業計画概要

2-1. 認定申請を行おうとする事業者

- 事業者名：合同会社URS6号
- 代表者名：代表社員一般社団法人エスピーエー 職務執行者 木村 賢一
- 連絡先：06-4400-6668
- 保守点検責任者：株式会社ユニ・ロット

2-2. 既設の再生可能エネルギー発電所の設備概要

認定申請を行おうとする事業者

合同会社URS6号

電源種

太陽光発電

設置形態

野立て架台

出力

認定パネル出力: 1,127.84 kW

認定出力: 1,000.0 kW

発電所場所

長野県東御市八重原3653-1他

災害時の活用の可能性

パワーコンディショナーの自立運転機能: 無

給電用コンセント: 無

運転開始日

2016年9月

【参考】設備認定取得状況

□ 再エネ発電事業の実施に必要な認定申請要件許認可：

設備認定通知書：2015年3月19日取得済

変更認定通知書：2021年9月17日取得済

□ 設備ID：AF66972C20

2-3. リプレイス工事概要

- 太陽光パネルの交換と増設、パワーコンディショナーの交換、架台の撤去・新設を行う。



工事着工時期

2026年3月着工
2026年5月完工

運転開始予定時期

2026年6月運転開始

2-3. 工事概要：変更前：変更後の設備概要

		変更前	変更後
太陽光パネル	メーカー	カナディアン・ソーラー・ジャパン株式会社	ライセンエネルギー株式会社
	型式 出力	CS6P-265P 265W	RSM132-8-730BHDG 730W
	枚数(枚)	4256枚	1920枚
設備容量(kW)		1127.84kW	1401.60kW
パワーコンディショナー	メーカー	東芝三菱電機産業システム株式会社	Sungrow Japan株式会社
	型式	PVL-L0500	SG100CX-JP
	台数	2台	10台
発電出力(kW)		1,000kW	1,000kW
その他	防草シート	なし	なし

3. 関係法令遵守状況

3-1. (i) 再エネ発電事業の実施のために必要な認定申請要件許認可

本リプレイス工事では、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行規則第4条の2第2項第7号の2イ～ホに定める以下の許認可については、取得を必要としません。

- 森林法（林地開発許可）：保安林・地域計画対象民有林等、伐採届出や林地開発許可が必要な区域に該当せず
- 宅地造成及び特定盛土等規制法：造成等を行わないため該当せず
- 宅地造成等規制法の一部を改正する法律：造成等を行わないため該当せず
- 砂防法：砂防指定地に該当せず
- 地すべり等防止法：地すべり等防止区域に該当せず
- 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律：急傾斜地崩落危険区域に該当せず

3. 関係法令遵守状況

3-2. (ii) 認定申請時に提出を求めている「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」に記載の法令に基づく許認可・届出等

- 再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令については、行政へのヒアリングを実施し、調査を行いましたが、本リプレイス工事について許認可・届出が必要な法令はないことを確認しました。
- 関係法令手続状況報告書に記載の法令に関する調査結果まとめ（次頁以降に記載）

3. 関係法令遵守状況

3-2. (ii) 認定申請時に提出を求めている「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」に記載の法令に基づく許認可・届出等

法令	調査結果	確認先
国土利用計画法に基づく土地売買等届出	申請不要	東御市 企画振興課
都市計画法に基づく開発許可	申請不要	長野県 建設部都市・まちづくり課
河川法に基づく工作物の新築物の許可、河川区域内の土地占用・掘削許可	申請不要	長野県 上田建設事務所
港湾法に基づく港湾区域内の水域または港湾隣接地域における占用許可、臨港地区内の行為届出	申請不要	長野県 上田建設事務所
海岸法に基づく海岸保全区域内の占用・行為許可	申請不要	長野県 上田建設事務所
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づく急傾斜地崩壊危険区域内の行為許可	申請不要	長野県 上田建設事務所
砂防法に基づく砂防指定地における行為許可、砂防設備の占用許可	申請不要	長野県 上田建設事務所
地すべり等防止法に基づく地すべり防止区域内またはぼた山崩壊防止区域内の行為許可	申請不要	長野県 上田建設事務所
景観法に基づく景観計画区域・景観地区内の行為届出	申請不要	長野県 上田建設事務所
農業振興地域の整備に関する法律に基づく市町村の農業振興地域整備計画の変更手続	申請不要	東御市 農林課
農地法に基づく農地転用許可	申請不要	東御市 農林課

3. 関係法令遵守状況

3-2. (ii) 認定申請時に提出を求めている「再生可能エネルギー発電事業に係る関係法令手続状況報告書」に記載の法令に基づく許認可・届出等

法令	調査結果	確認先
森林法に基づく林地開発許可	申請不要	長野県 上田地域振興局 林務課
森林法に基づく保安林指定解除手続、伐採及び伐採後の造林の届出	申請不要	長野県 上田地域振興局 林務課
文化財保護法に基づく埋蔵文化財包蔵地土木工事等届出、史跡・名勝・天然記念物指定地の現状変更許可	申請不要	長野県文化・スポーツ振興課
土壌汚染対策法に基づく土地の形質変更届出	申請不要	上田地域振興局環境課
自然公園法に基づく特別地域・特別保護地区内の行為許可	申請不要	長野県環境部自然保護課
自然環境保全法に基づく自然環境保全地域内の行為許可	申請不要	長野県環境部自然保護課
絶滅のおそれがある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく生息地等保護区の管理地区等内の行為許可	申請不要	環境省信越自然環境事務所 野生生物課
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく鳥獣保護区の特別保護地区の区域内の行為許可	申請不要	長野県林務部森林づくり推進課
環境影響評価法・条例に係る環境影響評価手続	申請不要	長野県環境部環境政策課
宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく宅地造成等工事規制区域内・特定盛土等規制区域内の工事許可	申請不要	長野県建設部都市・まちづくり課

3. 関係法令遵守状況

3-3. 条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合にあっては、当該許認可・届出等

■ 本リプレイス工事については以下条例に基づく手続きが必要です。

1. 長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例
2. 東御市環境をよくする条例

① 手続きの要否

- ・ 1 について手続き内容を長野県環境部ゼロカーボン推進課に確認（2025年5月）
- ・ 2 について手続き内容を東御市生活環境課に確認（2025年4月）

② 許可等の取得状況

1 について以下の通り、条例に基づく手続きを実施中。2 については今後実施予定。

- ・ 2025年7月：事業基本計画を提出
- ・ 2025年8月5日：長野県HPに事業基本計画を公開
- ・ 2025年8月29日：説明会の実施

3. 関係法令遵守状況

3-3. 条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合にあっては、当該許認可・届出等

③ 取得手続のスケジュール

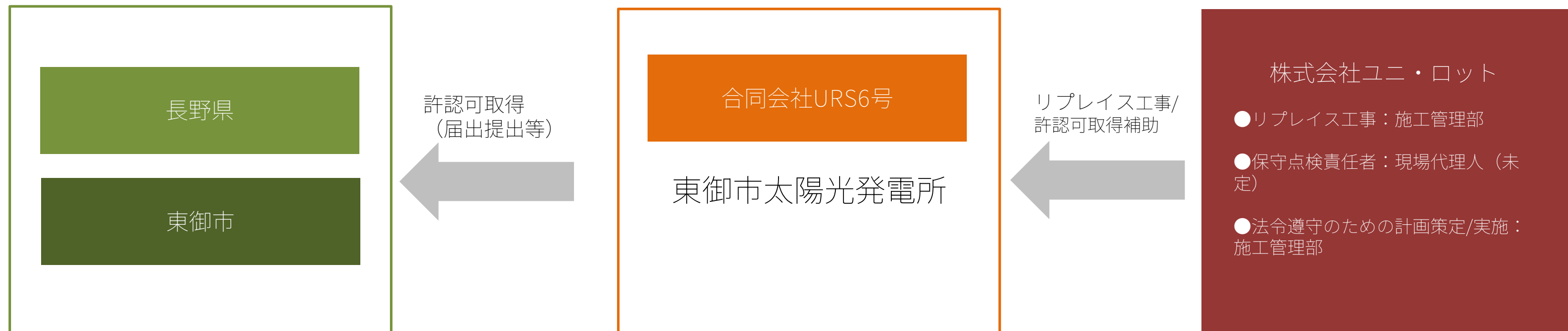
工程表		2025年												2026年																								
		6月			7月			8月			9月			10月			11月			12月			1月			2月			3月			4月			5月			6月
	詳細	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中	下	
再エネ特措法	住民に対して説明会の開催案内																																					
	説明会を開催（2025年8月29日に開催）																																					
	意見・要望等の募集																																					
	本登録※オンライン申請																																					
	認定※本登録から三か月後																																					
長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例	事業基本計画の提出																																					
	住民に対して説明会の開催案内																																					
	説明会を開催（2025年8月29日に開催）																																					
	意見・要望等の募集																																					
	意見回答書の提出																																					
	届出書・維持管理計画書提出																																					
	工事着手届出・標識の提示																																					
東御市環境をよくする条例	（工事について）基本様式（土地の形質変更）及び添付書類の提出																																					
	特定作業実施届出																																					
工事	着工（2026年3月初旬）・完工（2026年5月初旬）																																					

3. 関係法令遵守状況

3-3. 条例において、自然環境・景観の保護等を目的として、再エネ発電事業の実施に当たっての開発や、再エネ発電設備等の工作物の設置に当たって許認可・届出等を求めている場合にあっては、当該許認可・届出等

④法令を遵守するための実施体制

合同会社URS6号は以下の実施体制のもと、法令遵守のために必要な計画の策定及びその実施のための人員配置・体制構築を行っている。



4. 再生可能エネルギー発電設備の設置場所に係る所有権その他の使用の権原の取得有無

□ 使用権原：取得済（所有権）

No.	所在地	地番	地目	地積 (㎡)	所有者
1	長野県東御市八重原	3653-1	宅地	14,690	合同会社URS6号
2	長野県東御市八重原	3653-32	雑種地	3,318	合同会社URS6号
3	長野県東御市八重原	3653-33	雑種地	4,007	合同会社URS6号
4	長野県東御市八重原	3653-2	原野	935	合同会社URS6号
5	長野県東御市八重原	3653-37	雑種地	964	合同会社URS6号
				23,914	

5. 再生可能エネルギー発電事業の設置工事の概要

- 再エネ特措法の認定予定時期：2026年3月初旬
- 着工予定の時期：2026年3月初旬
- 工事期間：3ヶ月
- 運転開始予定の時期：6月初旬

6. 関係者情報

6.1 事業者の代表者及び役員の氏名・概要

- 代表者：代表社員 一般社団法人 エスピーエー
職務執行者 木村 賢一
- 法人概要：太陽光発電事業

6. 関係者情報

6.2 事業者の主な出資者

□ 主な出資者



□ 予定している保守点検責任者

- ・ 株式会社ユニ・ロット

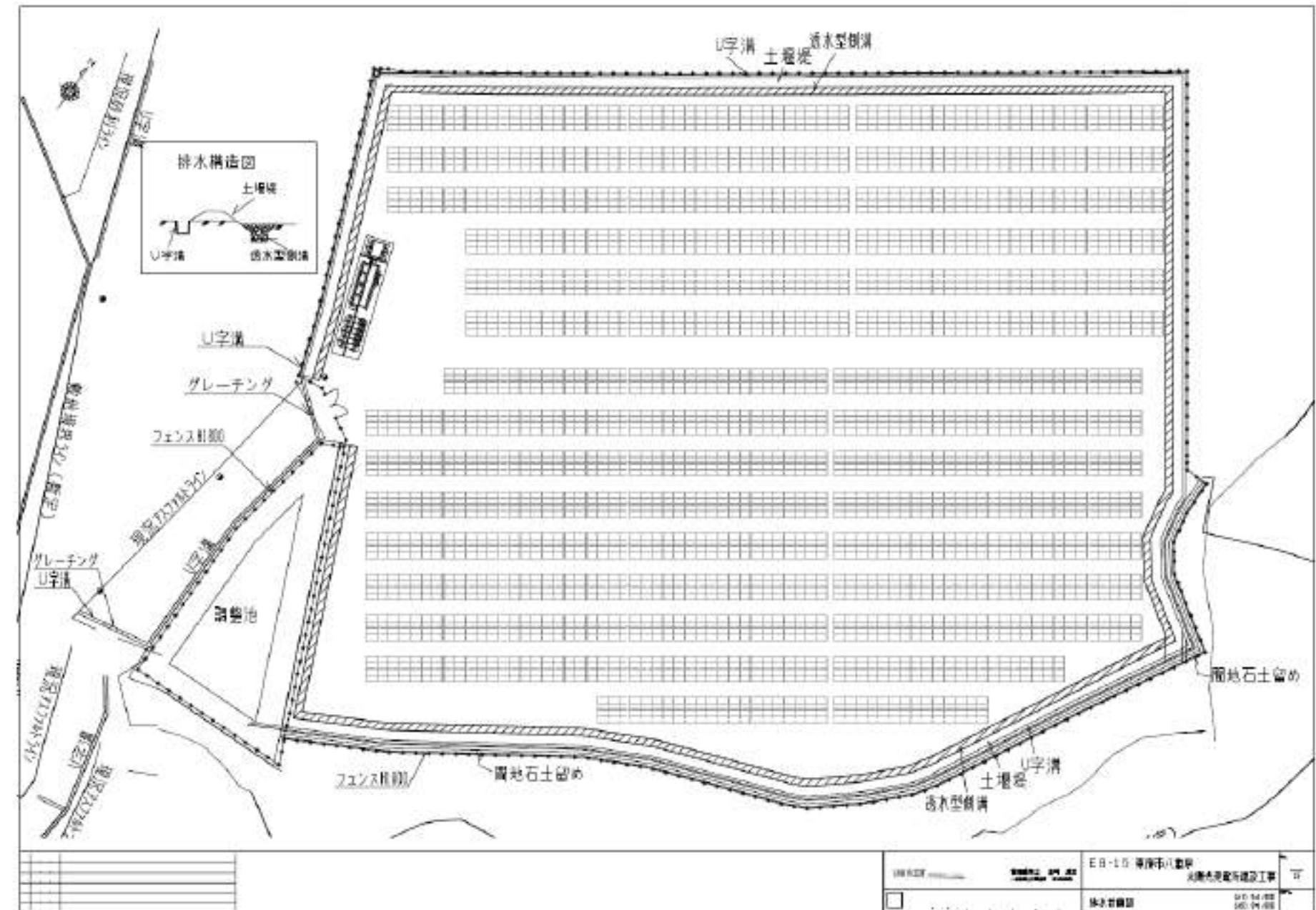
7. 事業の影響と予防措置

7-1 安全面の影響及び予防措置（関係省庁申合せに準拠した内容）

□ 本リプレイス工事実施にあたって行う予防措置は以下の通りです。

- (ア) 斜面への設置
平地のため、該当なし。
- (イ) 盛土・切土
安全面に影響のある切土盛土の施工は行わない。
- (ウ) 地盤強度
スウェーデン式サウンディング試験結果を活用し、適切な基礎を選定している。
- (エ) 排水対策
側溝を設置

【排水施設概要】



7. 事業の影響と予防措置

7-1 安全面の影響及び予防措置（関係省庁申合せに準拠した内容）

□ 本リプレイス工事实施にあたって行う予防措置は以下の通りです。

（オ）法面保護・斜面崩落防止策：平地のため、該当なし。

（カ）防災施設の先行設置：（エ）排水対策に記載のとおり、場内浸透を前提とした上で側溝（排水施設）を設置

（キ）設備設計：地盤調査の値を基に構造計算を行い、適切な基礎を選定し施工している。

（ク）施工後の管理の継続性：事業者変更後も定期点検・監視等の適切な管理を行っている。

（ケ）事業終了後の措置：太陽光発電設備の撤去・現状回復を適切に実施

7. 事業の影響と予防措置

7-2 景観面の影響及び予防措置

(ア) 景観面への影響

今回のリプレイス工事後に設置される太陽光発電所が景観面へ与え得る影響は以下のとおりです。

i. 再エネ発電設備の高さ

- 約2.7m（最大架台高さ：2664mm）であり、太陽光発電設備として特段高いものではない。

ii. 敷地境界線から設備までの距離

- 敷地境界線からモジュールまでの距離は平均して約3.5～4mであり、非常に近接しているものではない。

iii. 山頂、尾根線、丘陵地稜線、高台、傾斜地への設置の該否

- 本太陽光発電所は高台にあるが、道路との位置関係等により周辺から見えにくい場所に存する。

7. 事業の影響と予防措置

7-2 景観面の影響及び予防措置

(イ) 適切な予防措置

長野県上田建設事務所に対応の要否を確認（2025年4月）。本事業により外観に大きな変更点等が想定されないため、景観法及び長野県景観条例に基づく届出等の対応は不要と回答を得ていますが、以上を踏まえつつ、以下の予防措置を行います。

(i) 周辺環境との調和を図るための発電設備・附属設備の設計の変更（色・デザイン・意匠等の変更、反射の影響を軽減する素材の使用、仮設設備を避ける、設備の向きや傾斜について統一感のある設計とする等）

【色彩】

- 新しく設置する太陽光発電設備の色は黒色かつ太陽光パネルのマンセル値は、1.5PB~8.2PB/2.0/2.0であり、明度・彩度共に非常に低い。
- 太陽光パネルはAR（Antil Reflection）コートを施しており、ガラス表面での太陽光の反射を軽減する仕様。

【設備の向きや傾斜】

- 太陽光パネルは南向き・アレイ角度は20度にて一律に配置を行い、統合性のある設計とする。

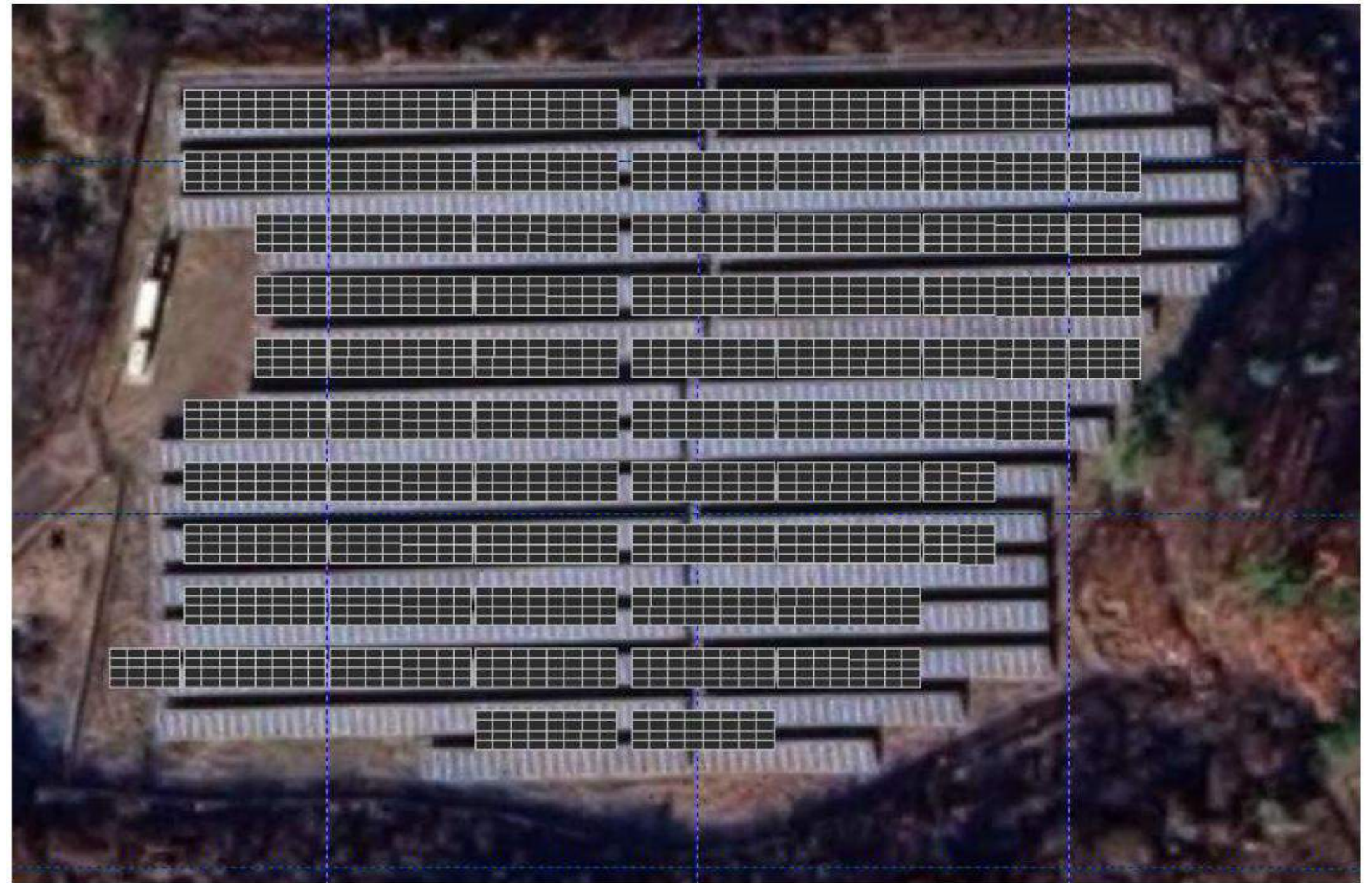
7. 事業の影響と予防措置

7-2 景観面の影響及び予防措置

【完成予想図（フォトモンタージュ）】

(ii) 周辺の主要な眺望点や住居・道路等からの眺望への配慮（植栽、緩衝帯の設置、目隠しなどの設置等）などの説明

- ・ 接面道路は市道であり、交通量の多い国道・県道等ではないため、眺望は限定されている場所。
- ・ 住宅には接しておらず、眺望は限定されている場所。
- ・ 事業敷地にフェンスを設置し道路からの眺望を限定。



7. 事業の影響と予防措置

7-3 自然環境・生活環境面の影響及び予防措置

(ア) 工事用資材等の搬出入・建設用機械の稼働の際に発生する振動及び騒音

【使用機械】

使用機械	稼働台数（台）	稼働日数（日）
杭打ち機	1	90日

- 振動レベルについては調査により、機械から1mの測定点で72dBであり、基準値の75dBを下回るという結果が得られました。

振動レベル 1m離れた地点※実測値	振動規制法の基準 (敷地境界)
72dB	75dB

7. 事業の影響と予防措置

7-3 自然環境・生活環境面の影響及び予防措置

【防音対策】

- ・ 防音カバーを活用した場合、杭打機の騒音レベルは前方10m地点で76dBとの調査が得られました。前方4m地点における算定値は84dBであり、この結果に基づき敷地境界における振動規制法の基準85dBを遵守するように工夫します。
- ・ 工事は、近隣の住民に配慮した時間帯に行います。

【防音カバー】



【防音カバー取付後機械】



【杭打機の騒音レベル】

騒音レベル 前方10m地点※実 測値	騒音レベル 前方4m地点※算 定値	振動規制法の基準 (敷地境界)
76dB	84dB	85dB

7. 事業の影響と予防措置

7-3 自然環境・生活環境面の影響及び予防措置

(ウ) 太陽光発電設備の稼働時の騒音・振動

- ・ 本事業においてパワーコンディショナーは公道との境界から5.5m以上離れた場所に設置し、「相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域」の環境基準60dBを満たします。また、夜間は発電しません。
- ・ **本事業で設置するパワーコンディショナーについて、稼働時の振動は確認されていません。**

【稼働時のパワーコンディショナーの騒音レベル】

パワーコンディショナーメーカー/ 型式	騒音レベル 1台あたり	設置台数	騒音レベル ※10台並列時	騒音レベル 10台/5.5m 離れた地点
Sungrow Japan 株式会社/ SG100CX-JP	<65dB (メーカー発表 値)	10	75dB	60dB

7. 事業の影響と予防措置

7-3 自然環境・生活環境面の影響及び予防措置（参考）

- 騒音に係る環境基準を以下に示します。

○環境基本法第16条第1項の規定に基づく環境基準（平成10年環境庁告示第64号）

第1 環境基準

1 環境基準は、地域の類型及び時間の区分ごとに次表の基準値の欄に掲げるとおりとし、各類型を当てはめる地域は、都道府県知事（市の区域内の地域については、市長。）が指定する。

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50デシベル以下	40デシベル以下
A及びB	55デシベル以下	45デシベル以下
C	60デシベル以下	50デシベル以下

(注)

- 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。
- AAを当てはめる地域は、療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域とする。
- Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域とする。
- Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域とする。
- Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域とする。

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」という。）については、上表によらず次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

騒音レベルの目安

大きさ	音の目安	具体例
120db	聴覚機能に異常をきたす	飛行機エンジンの近く、近くの落雷
110db		自動車のクラクションの近く
100db	きわめてうるさい	電車が通るときのガード下、フルート
90db		犬の鳴き声、騒々しい工場の中
80db	うるさい	地下鉄の車内、電車の車内、ピアノ
70db		騒々しい街頭、セミの鳴き声
60db	普通	洗濯機、掃除機、テレビ、トイレの音
50db		エアコンの室外機、換気扇
40db	静か	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
30db		郊外の深夜、鉛筆で書く音
20db	きわめて静か	ささやき、木の葉が触れ合う音

※あくまで目安であり、その場の条件で異なります。

※東御太陽光発電所は「地域の類型」が定められていない地域に存している（2025年8月長野県及び東御市に確認）が、C地域の環境基準を心がける

7. 事業の影響と予防措置

7-4 水の汚れ/濁り

【事業の影響】

- 雨水排水は敷地内浸透のため場外排水による水の濁りはありません。
- 本工事にて、造成等を行わないため水の濁りは想定されない。
- 降雨時に事業区域外へ濁水が流出することのないよう、適切な排水計画を採用し（※7.1（エ）排水対策を参照）、「水質汚濁に係る環境基準について」への適合を遵守します。

【予防措置】

- 敷地内浸透を前提とし、排水による周辺環境の水質への影響がないように配慮します。

7. 事業の影響と予防措置

7-5 反射光

〈事業の影響〉

- 事業用地周辺には、学校、病院、高速道路や国道、空港などの施設等は存在しない。
- 事業用地周辺の住宅への影響について、次の範囲でシミュレーションを実施した。



7. 事業の影響と予防措置

7-5 反射光

〈反射光シミュレーションの結果〉

- 太陽光の反射による影響範囲について、時間ごとの到達範囲・影響範囲の継続時間数は下記の通り。
- 太陽光の反射における影響にある住宅は存在しないと想定される。

検証日	検証開始時	検証終了時	計算間隔(分)	領域名称	影響開始時	影響終了時	影響時間(分)
春分周辺 3月15日	4:00	20:00	30	影響領域無し	---	---	---
夏至周辺 7月15日	4:00	20:00	30	影響領域無し	---	---	---
冬至周辺 12月15日	4:00	20:00	30	影響領域無し	---	---	---

7. 事業の影響と予防措置

7-5 反射光

〈対策・予防措置〉

太陽光パネルのフロントカバーには「ARコーティング熱強化ガラス」が使用されており、ガラス表面の反射を抑える効果が期待されます。

機械的データ

セルタイプ	n-type HJT
セルの配列	132セル(6×11+6×11)
外形寸法	2384×1303×33mm
重量	37.5kg
フロントカバー	高伝導率、 arコーティング熱強化ガラス
基板	熱強化ガラス
フレーム	銀色、白アルマイト加工アルミニウム合金
ジャンクション・ボックス	簡略版、IP68、1500V DC、3ショットキーバイパスダイオード
ケーブル	4.0mm ² 、正極(+)350mm、負極(-)230mm (Connector Included)
コネクタ	PV-SY02/その他
最大許容静荷重	表側5400Pa/裏側2400Pa

7. 事業の影響と予防措置

7-6 雑草の繁茂（太陽光発電事業）

〈事業の影響〉 景観阻害、害虫の発生

〈対策・予防措置〉 発電所構内及びアクセス用道路の除草を年1回実施しております。

7. 事業の影響と予防措置

7-7 再エネ発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去等に関する影響及び予防措置

- (ア) 設備の廃棄に係る廃棄費用の総額：約2102万4千円
- (イ) 廃棄費用の算定方法：廃棄等費用積立ガイドラインに準ずる
- (ウ) 廃棄費用の積立開始時期及び終了時期：2026年9月～2036年9月（10年間）
- (エ) 廃棄費用の毎月の積立単価：毎月/1.28円/kWh
- (オ) 太陽光パネルのメーカー：ライセンエネルギー株式会社

【RSM132-8-730BHDG（2024年2月製造開始）の化学物質含有情報】

対象物質	含有率
鉛	0.1wt%未満
カドミウム	0.1wt%未満
ヒ素	0.1wt%未満
セレン	0.1wt%未満

7. 事業の影響と予防措置

7-7 再エネ発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去等に関する影響及び予防措置

- (カ) 解体工事に伴って発生する産業廃棄物の種類及び残土の種類ごとの排出見込量
 - ・ 架台、杭、クランプ、ケーブル、PCS、高圧受変電盤等 4,500kg
- (キ) 廃棄物処理及び清掃に関する法律等の関係法令への遵守体制
 - ・ 産業廃棄物処分業者への委託を予定
- (ク) 土地開発に係る許認可等に基づき、発電事業終了後の土地の原状回復義務を負う場合は、その内容
 - ・ 太陽光発電事業終了後は現状回復を予定

本説明会の内容に関するご意見・ご質問

本説明会開催後から1か月を目途に
説明会の内容に関するご意見・ご質問をお受けいたします。

受付期間：2025年8月29日～2025年9月30日

※頂戴しましたご意見・ご質問に関しましては、受付期間終了後にお手紙にてまとめて回答させていただきます。

尚、ご連絡をいただく際は、ご氏名・ご連絡先を必ずご記載くださいますようお願い申し上げます。

※本説明会は「長野県地域と調和した太陽光発電事業の推進に関する条例」に基づく説明会を兼ねているため同条例の規則に基づき受付期間を30日とします。

お問い合わせ先

合同会社URS6号 担当：出水川



メールアドレス

uniroot.contact+tomi@gmail.com



電話番号

06-4400-6668

(参考様式) (第11条・第13条関係)

意見回答書

作成日 2026年 2月 17日

太陽光発電施設の設置予定場所	長野県東御市八重原字折戸口3653-1、3653-32、3653-33、3653-2、3653-37
----------------	--

意見 (質問・要望)	陳述者・提出者	回答
廃棄費用の積立額が実際の撤去の際に足りなかった場合、責任をもって廃棄するとの認識で間違いないか。	住民説明会参加者	住民説明会資料の積立額はあくまでも国が定めた基準値によるものであり、積立額だけでは足りなくなることも十分に考えられるが、撤去の際は責任をもって対応する。
工事の際に大型車両が通行した場合、道路を破損する恐れはないか。	住民説明会参加者	工事で出入りする車両は10tまたは4tを予定しており、一般的には道路が破損することはないと考えられるが、車両旋回の際などに必要に応じて敷鉄板等の対策を行う。仮に破損させた場合は、補修対応する。
この事業は今回のようにメンテナンスを行い継続されるということで、終了する予定はあるのか。	住民説明会参加者	FIT法では残り11年ほどだが、それ以降も事業を継続する計画。事業を継続する限り責任をもって保守点検を行う。
除草は年1回との説明だったが何月頃に実施しているのか。また、除草剤は実施しているか。可能であれば繁茂している時期に除草していただきたい。	住民説明会参加者	特定の時期は決めておらず、点検時に状況を確認した上で実施している。除草の使用有無については確認を行う。時期についても検討する。

説明会議事録	
説明会開催日時：	2025年8月29日（木）18：00～19：00
説明会開催場所：	上八重原公民館
再エネ発電事業者：	合同会社 URS6 号

1. 住民説明会説明内容

すべて住民説明会の資料に基づき、下記についての説明をおこなった。

- ・再生可能エネルギー発電事業計画の概要について
認定申請を行う事業者
既設の再生可能エネルギー発電所の設備概要
- ・リプレース工事の概要について
工事の内容、変更後の設備概要、工事の着工・完工時期
- ・関係法令遵守状況
再エネ発電事業実施に必要な許認可について
- ・関係者情報について
法人の代表者、出資者、保守点検責任者
- ・事業の影響と予防措置
安全面の影響及び予防措置
景観面の影響及び予防措置
自然環境・生活環境面の影響及び予防措置
水の汚れ・濁り
反射光
雑草の繁茂
再エネ発電事業に伴い生じ得る廃棄物の撤去等に関する影響及び予防措置

2. 参加者の要望及び意見、回答内容

- ・廃棄について
質疑：廃棄費用の積立額が実際の撤去の際に足りなかった場合、責任をもって廃棄するとの認識で間違いないか。
回答：住民説明会資料の積立額はいくまでも国が定めた基準値によるものであり、積立額だけでは足りなくなることも十分に考えられるが、撤去の際は責任をもって対応する。
- ・大型車両通行について
質疑：工事の際に大型車両が通行した場合、道路を破損する恐れはないか。
回答：工事で出入りする車両は 10t または 4t を予定しており、一般的には道路が破損することはないと考えられるが、車両旋回の際などに必要に応じて敷鉄板等の対策を行う。

仮に破損させた場合は、補修対応する。

- ・発電事業の継続性について

質疑：この事業は今回のようにメンテナンスを行い継続されるということで、終了する予定はあるのか。

回答：FIT 法では残り 11 年ほどだが、それ以降も事業を継続する計画。事業を継続する限り責任をもって保守点検を行う。

- ・除草について

質疑：除草は年 1 回との説明だったが何月頃に実施しているのか。また、除草剤は実施しているか。可能であれば繁茂している時期に除草していただきたい。

回答：特定の時期は決めておらず、点検時に状況を確認した上で実施している。除草の使用有無については確認を行う。時期についても検討する。